

經濟論叢

第七十六卷 第四號

ドイツ共同決定法の現實……………田 杉 競…(1)

信用理論の若干の問題……………三 上 正 之…(21)

フランス強制仲裁制度の展開・確立過程……………向 井 喜 典…(37)

J・ゴールドスタイン

「イギリス労働組合の自治」……………前 川 嘉 一…(57)

イギリス革命年表 (翻譯) 完 ……………E. A. コスミンスキー編…(21)
武 暢 夫 譯

[昭和三十年十月]

京 滙 大 學 經 濟 學 會

J・ゴールドスタイン

「イギリス労働組合の自治」

JOSEPH GOLDSTEIN: THE GOVERNMENT OF BRITISH
TRADE UNIONS

—A STUDY OF APATHY AND THE DEMOCRATIC PROCESS IN THE
TRANSPORT AND GENERAL WORKERS UNION, 1952.

前川 嘉一

「幹部斗争」から「大衆斗争」へということが、ここ二三年
來強調され、現在わが國労働組合運動の重要な課題になつてい
る。労働組合が労働者階級の、日常の生活の共通利害に基ず
く、労働生活諸條件の維持改善の大衆組織であるからには、
「大衆」なる論理が組合の組織、機能において、恒常的に貫か
れていなければならない。従つて、「大衆斗争」への指向は、
組合としては本來的なあり方への方向づけ以外の何ものでもな

イギリス労働組合の自治

く、當然望まれるべきことである。しかし、大衆の意志に結
合し、大衆の行動をもつてする斗争が望まれるとしても、その
組織・機構に於て、大衆の意志が如何ほど反映されるものにな
つていゝかが問題とされなくてはならない。所謂機能相民主
主義 (Functional Democracy) が組合組織内部で、日常的に確
立する努力が緊要なのであつて、この點を輕視して「大衆斗
争」をいうならば、現状を省みて空虚な意味をしかもたないの
である。従つて「大衆斗争」への指向は當然に組合組織・機構
での機能的民主主義確立への指向をも内容とするものでなければ

第七十六卷 二五三 第四號 五七

ばならない。従来、ともすれば組合民主主義は二次的に考えられてきたのであるが、強く反省する必要があるのではなからうか。もとより組合民主主義が組織・機構の上で、どう確立していくかは、組合の個別的條件に對應させて考えなければならぬ。この意味において、具體的なイギリスの一組合の實態調査に基づいて、組合自治を分析した本書を紹介することは如何ほどの意味をもつものと考えるのである。

二

本書は、著者 J・ゴールドスタイン (American resource student) が London School of Economic 2 遊學) の間、自ら運輸一般労働組合 (Transport & General Workers' Union) について、その役員に會ひ、文書、記録にあたり、又一支部組合員としての資格を得て支部會合にも出席し、(一九四七年十一月—四八年七月)、更に一般組合員大衆にインタンビュを行つて調査した結果をまとめた實態報告書ともいへべきものである。従つて、「イギリス労働組合の自治」という表題ではあるが、その内容とするところは、副題にあるとおり「運輸一般労働組合での無關心と民主的手續の研究」という單一組合、特に一支部に關する分析なのである。このことをまづ明確にしておかなくてはならない。

本書の構成は三部より成り、第一部(二五一—六五頁)は運輸

一般労働組合のイギリスにおける社會的位置づけ、ならびにその規約、構成の分析である。

第二部(五九—一二七頁)は組合についての「無關心」(Apathy)の分析にあてられている。

第三部(一二九—一七三頁)は一支部における組合員の活動參加に關する諸問題を實態調査に基づいて分析、まとめあげられている。

著者は「民主社會主義の發展とともに、労働組合の聲が組合員の多數意見を適確に表明するということがますます重要になつてきている。これはまた、組合内部での大衆の地位を高め、大衆參加の機會乃至度合をきめることを重要なことにする」(三三頁)との視點に立つて、「無關心とイギリス労働組合の自治」についての民主的手續の調査を意圖し、具體的には、「どの程度、組合員は組合活動およびその方針の形成に參加しうるか、どの程度參加する機會を利用しているか、組合員大衆、組合、正式の組合方針の間に心理的結合があるか、どの程度組合の指導は組合員と話し合ひ、その義務の責任を分ちもつているか、效果的にするため、どの程度組合は大衆を、管理機關の輪齒として取扱うのをきけ得たか、最後に、どの程度組合の組織管理は社會主義の民主的發展に必要な個人の社會的熟練、社會的責任を發展させるに役立つているか」(三三頁)が課題として設定されている。従つて第一部は研究對象の説明に

止まり、重點は二部、三部、特に後者におかれている。

三

著者は研究の對象として前述のとおり運輸一般労働組合を選
擇した。理由とするところは、「イギリス労働組合運動における
労働者の最大の組織體たること」「それが當面している大衆
参加についての障害は大抵の労働組合、任意團體に共通してい
るが、その大きさ、全國的性格、組合員の相異なる利害の故に擴
大していること」「便宜上」(調査の)この三點による。

當該組合が、イギリス労働運動の三大支柱(労働黨、労働組
合評議會、運輸一般労働組合)の一つとしての役割を果してい
ることは周知の事實であつて、量的に最大であるのみならず
(一九四七年、全組合員數一、三二七、八四二名)、この龐大な
組合員數を基盤にして、「組合員のなかだけではなくて、全國
的、國際的労働組合運動において、政府ならびに労働黨内にお
いて、イギリス經濟の上で、また就中重要なことに、われわれ
お互いの日常生活の上で影響を與へ權威ある「勢力」(四〇頁)
として存在している。

だが、問題は選擇理由の第二の點にあり、分析の重點も亦こ
の點にあつた。かくて、「平組合員がその組織自治に参加して
いる程度を決定するため、運輸一般労働組合の機構は民主的、
組合自治を規定しているか、をまず問わなければならない」(四

イギリス労働組合の自治

一頁)として、(一)誰が組合に加入出来るか。(二)組合員の性格
はどうか。(三)誰が組合方針をたてるか。(四)誰が組合の方針を執
行するのか。(五)誰が事務をとりうるのか。(六)誰が投票資格をも
つか。(七)以上六點を組合規約を通じて分析する。そ
して「組合の活動、方針の設定において平組合員の参加する機
會の多いことになっている」(五八頁)當該組合規約を民主的
規定として肯定すると同時に、組織の基礎として、「代表制度
の成功は支部での高度の組合員参加による」(五八頁)と考え
組合と組合員大衆の直接的結合の場としての支部(Branch)の
重要性を指摘し、かかる民主的理念に基づく規定と現實の組合
運営との背離の有無が問題とされるわけである。ここに著者は
「無關心」の分析、しかも、それを一支部の具體的な場におい
て調査するわけである。

四

ゴールドスタインは「無關心」を次の如く規定する。

“Apathy in the Trade Union Movement means nothing more
or less than a lack of interest or participation - international
or uninternational - on the part of the individual member in his
Trade Union's activities. (p. 60)

運輸一般労働組合書記長アーキン(Arthur Deakin)が組合
運動での無關心を、共産主義侵入の可能性の問題として考える

に對し、著者が、「民主的手續の破壊」(六二頁)という觀點から把握し、無關心を大衆と代表との間の背離の具象化として考へていることは正しい。

では「無關心」は組合活動においてどのような形で現われているのであろうか。第一に提示されるのは組合員變動(Membership Turnover)である。「大きな變動」(組合員の)は組織内での無關心の證據であり、基本的原因でもある(七〇頁)。驚くべき程の組合員變動率の高さ(一九三五一四七年、脱退者年平均三三・三%、加入者年平均三八・〇%)が表記され、この高い變動率はまた組合民主主義に對し大きな阻害條件となっている。第二に「滯納」('Arcans')……組合費の未拂ならびに運拂(はその健康状態をきめるため組合によつて用いられる無關心のいま一つの指標である)(八一頁)。滯納期間七週間以下のもの八二・二%、七―十三週間一〇・八%、十三週間以上一七・〇%(一九四七年)という数字が示されている。規約によつて組合費の納入が、或いは共済金交付の、或いは教育受講の、或いは投票資格の、或いは役員立候補資格の條件(個々によつて異なる)となつており、例えば全組合員一三〇萬のうち一〇〇萬が役員資格をもたない事態は、民主的運営の破壊を示すとともに、そのことが組合員に對し組合事務の活動についての無關心を生ぜしめるという悪循環をつくつてゐる。

組合自治が民主的になされる一つの重要な鍵は代表選出の適

切な方法にある。規約において規定されている選挙制度が機能的に運営されておらず、特に「慣習によつて反對権利の效果的行使が妨げられ」(九六頁)、「無關心」の原因として作用し、その結果は組合員の投票率の低悪となつてあらわれている。これ「無關心」の第三の指標である。例示すれば書記長選挙(一九四五)の投票率は三八・〇%(一〇二頁)にすぎないのであつて、中央役員ならびに労働組合會議代表の選挙においては、各地域事情を異にするとはいへ、「ざつと、有効数は二〇%から三九%の間(一〇四頁)と算定される。第四に、同一の事情は組合員大衆の組合活動参加の一指標である組合教育計畫に對する組合員の反應にもあらわれ、組合教育計畫に参加した人員は一九四四―四六年、年平均約一萬名につき一五名の割合にすぎない。第五に「イギリス労働組合での無關心を示す指標は、一九二七年の労働争議、労働組合法徹底前後の組合員の労働黨加入数の大きさの比較でわかる」(一二二頁)と考え、全組合員中の労働黨加入率、四六年一三五%、四七年一六〇%の増加は「驚くべきであるが、運輸一般労働組合内部での無關心の否定できない證據」(一二四頁)「事實は無關心な組合員の大群を代表する」(一二五頁)にすぎないとみる。

かくして著者は「無關心なる言葉は躊躇することなく、運輸一般労働組合員の大部分に適用される」(一二六頁)と結論する。何故にこのような無關心が生じるのか、組合活動の立場

で考えるならば、組合員の安定法の缺如、選挙運営の不十分など、個々の諸問題はあるとしても、基本的には、組合員大衆の組合活動参加の直接的な場である「支部」の組織、機能の缺陷が問題であり、したがって次の課題は「代表者の組織體ではなく、むしろ組合員そのもの」(一六八頁)にあたる「支部」の分析となる。

五

本書第三部は支部活動での組合員参加の研究が取扱われ、「組合員参加の程度、平組合員の支部および組合の活動、方針ならびに指導についての知悉、一致の程度が注目を中心點である」(二三三頁)。したがって、それは組合員の活動、非活動のグループ分けが行われ、特に後者の分析に重點がおかれる。

著者は一〇五九名からなる一支部を實態調査の對象に選んだ。一〇五九名のうち活動家は三九名、非活動のものは九一七名(他の一〇三名は新規加入者で除外)に分けられている。この支部は當該組合よりみて、何ら特異性のある支部ではなく、その「當面している組合員参加の多くの問題は確かに一般的に運輸一般労働組合に共通している」(一四七頁)。

組合機構がよつてたつ民主的基礎という、支部についての理論像は、現實の、この支部において背離することなく實現しているのであるか。

まず、「支部を支配しているのは誰であるのか」。支部の權力は極めて少數の、自薦、自選の組合員と有力な職場世話役(Seward)に、更に分析の結果は、若干の常任有給役員の手の中に、あることが指摘され、「最もよく自治を敘述する言葉は寡頭政治(Oligarchy)である」(二一八頁)と結論づけられている。

支部の大きさは一般組合員の活動参加の機会を奪ひ、事實支部會合の出席は僅かに約三〇・五%にすぎない。又組合員の變動の激しき、したがって役員立候補資格の制限は、滞納から規定される投票資格の制限と相俟つて、大多數組合員の参加を排除し、少數者に中心がおかれることになつていたのである。かくして支部は、組合員大衆と組合の通路であるべきにも拘らず、「組合員大衆の組合との最初の結合ではない」(二〇九頁)と斷ぜざるを得ないのである。

一方における、この少數グループ活動支配は、當然に地方、多數の非活動層の存在を意味する。彼らの多くは組合規約に無知であり、組合の定期刊行物についても七八%は讀んでおらず、自ら組合の方針をきめるに役立ちうるとは多くが(六〇%)考えていない。この非活動層の實態調査を通じて、著者は、組合活動の大衆化を、「無關心」層の除去をどのように考へているのであるか。

著者はいう。「組織の變化、支部面での權力の分散がこれらの障害の除去の解決に必要缺くべからざるものであるが、無關

心問題を自づと解決することはない」(二七〇頁)と。組織構造の變化とは職場世話役を組合組織の正式の構造内部で統合し利用すること、支部の大きさを縮小することに、指向しているようである。(二四三、二四四頁参照)。そしてこれが又「無關心を減少する明白、可能な二方法」(二四四頁)を示すものと考えるのである。だが、一方法にすぎないのであつて、「無關心」の解決することは極めて困難である。だからこそ「もし組合員がある方法で一人の労働者としての個人的経験を社會改革という組合の廣い目的と結合させることができるならば、その自治での積極参加の責任を認めるようになる」(二七〇頁)と著者は解決方途の責任を個々人に歸せしめざるを得ない。

しかしこのことだけは明らかである。すなわち、「もし大衆を組合の管理機構での輪齒として取扱うならば組合員、組合指導者、公式の組合方針の間の心理的きづなは破れるであろう」(二七三頁)。

六

Jacob Tomson の「彼は誤つた表題をつけている。それはイギリス労働組合の自治の研究ではない。それは主として單一組合を取扱いその組合の單一支部に歸するものである」(A. E. U. Journal: August 1952, New Series No. 8.) とどう批判は妥當である。

したがつて、本書を過大評價し、普遍化することは慎まねばなるまい。著者自身も、當組合がイギリス労働組合の代表的なものとは認めていないのである。當該組合の性格をイギリス運動界の場で比較検討し、位置づける努力があつたならば、本書の分析結果も更に意義深いものがあつたであらう。

このことにも關聯して、著者が歴史的視點を一切とり入れていないことは惜しまれる。周知のとおり、當組合は一八八九年のドック・ストを契機に、New Unionism の中核として發展したものであり、組合民主主義の、組合の大衆化理念の申し子ともいふべきものであつた。その組合が當面している「大衆参加」の問題提起は、かかる歴史的視點を入れた分析において、より意味をもつものと考えるのである。その缺如が本書をして極めて平面化せしめているのではなからうか。

以上の諸點があるにも拘らず、「幹部斗争」から「大衆斗争」へと叫ばれているわが國の労働組合運動に、具體的な課題をもち、具體的な場において、綿密な實能調査に基づき、この本書は多くの示唆を與えてくれるのである。

(一九五五・七・三〇)